

◎新潟県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津川インター線
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町津川字古四王平3905番1から 同郡同町津川字古四王下1278番1まで	18.0～45.6メートル	524.5メートル

備考 阿賀町道の引継ぎに伴う区域決定